

地球環境に配慮するまでに

社会経済活動の変化や人口の増加は、ごみの排出量や資源エネルギーの消費の増加を招いています。

ごみ問題は、その処理をめぐって 21 世紀の大きな社会問題となることが予想されます。

また、資源エネルギーの消費は、資源の枯渇問題だけではなく、二酸化炭素排出量の増加など地球環境への影響が予想されることから、早急にその対策に取り組まなければならない問題です。

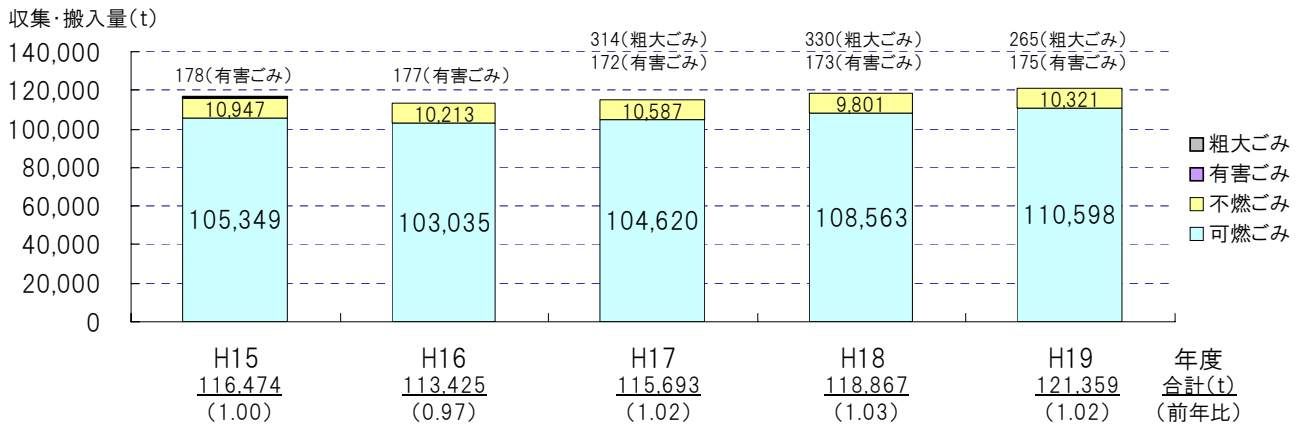
本市のごみ事情

本市では、増え続けるごみを減らすために、家庭系ごみの減量施策として、粗大ごみの有料戸別収集（平成 13 年 4 月～）、3 分別（紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装）の分別収集（平成 14 年 1 月～）を実施しました。また、事業系ごみの減量施策として、古紙類の規制（平成 15 年 10 月～）を行いました。

しかし、ごみの量は平成 16 年度以降わずかに増加しています。

ごみ収集・搬入量の推移(市内分)

図 4-1 ごみの種類別比較



※可燃ごみにはさわやか収集、不燃ごみには発火性危険ごみ・さわやか収集を含んでいます。
 ※平成 17 年 4 月から、粗大ごみの計量方法を変更しました。
 ※平成 18 年 1 月以降は、旧額田町分を含みます。

図 4-2 家庭系・事業系比較

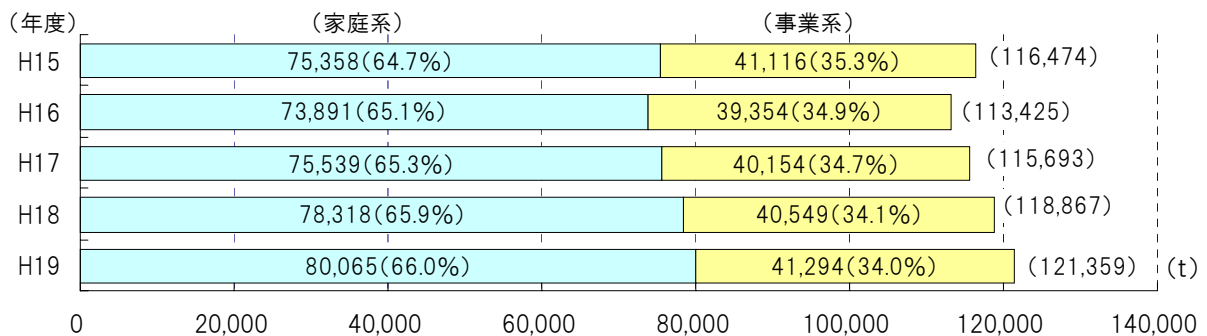
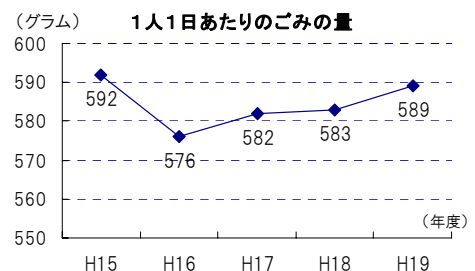


図 4-3 家庭から出たごみの量 [平成 19 年度]

〔1 年間のごみの量〕 80,065 トン
 〔1 日あたりのごみの量〕 219 トン
 〔1 人あたりのごみの量〕 216 キログラム
 〔1 人 1 日あたりのごみの量〕 589 グラム

平成 19 年度の 1 人あたりのごみ処理負担額（資源等含む）は、10,513 円
 （ごみ処理に要する経常経費の予算額から積算）



行動 9

ごみの減量とリサイクルを推進する

取組 1 家庭でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

○ 家庭ごみの減量を支援します

- ・エコシール制度を推進します
- ・買い物袋の持参を推進し、家庭から出るごみの減量を支援します
- ・ごみ・資源物回収ステーションの整備を推進します
- ・リサイクル製品の情報提供を推進します
- ・資源回収活動を支援します
- ・生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付します
- ・ごみの回収方法等について適時見直しを行います
- ・ごみの減量やリサイクルに関する普及啓発を推進します

Reduce
ごみになるものを減らす

Reuse
繰り返し使う

Recycle
資源として使う

例えば？

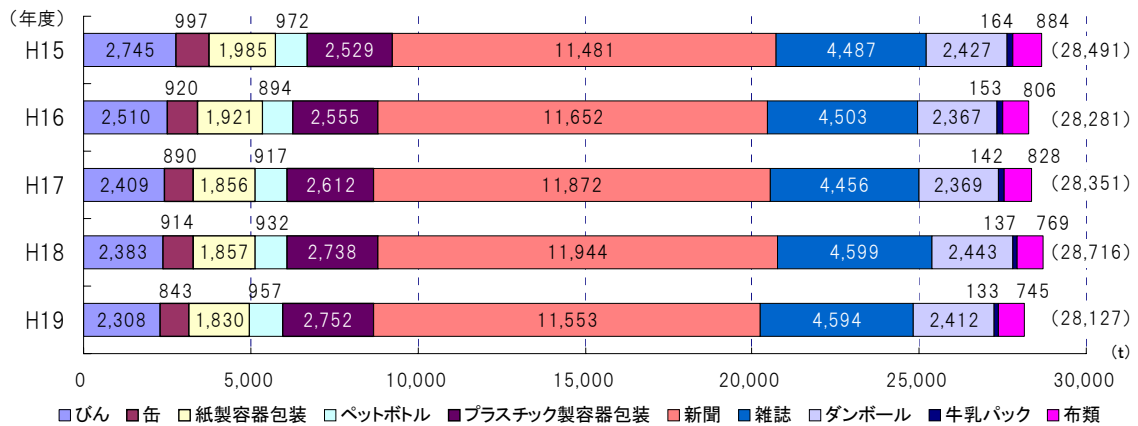
- ☆ 買い物袋を持参してレジ袋を断りましょう。
- ☆ ばら売り、量り売りを利用しましょう。
- ☆ 詰め替え商品を使用し、容器を再利用しましょう。
- ☆ 電化製品が壊れたら修理して使いましょう。
- ☆ 市の不用品情報交換を利用しましょう。
- ☆ 再生品を使った商品を購入しましょう。

■ エコシール制度

環境目標 5 (69 ページ) をご覧ください。

■ ごみ分別による資源物量 (図 4-4)

図 4-4 ごみ分別による資源物量

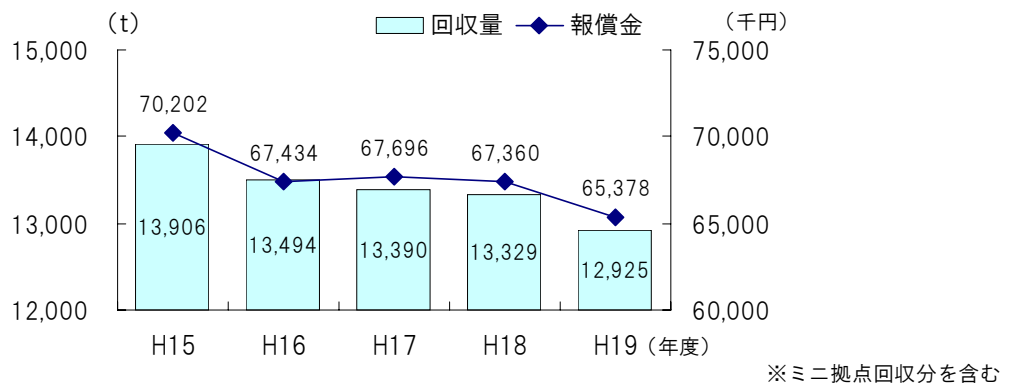


■ 集団回収

集団回収を実施する子供会等の団体に報償金を交付しています。(図 4-5)

→ 平成 20 年度以降も継続予定です。

図 4-5 集団回収補助実績

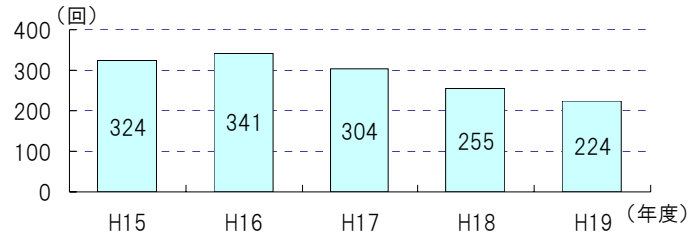


■空き缶プレスカー

子供会等の団体に対して、アルミ缶とスチール缶を自動選別して圧縮することができる空き缶プレスカーの派遣を行っています。(図4-6)

→平成 20 年度中に廃止予定です。

図 4-6 空き缶プレスカー貸与実績



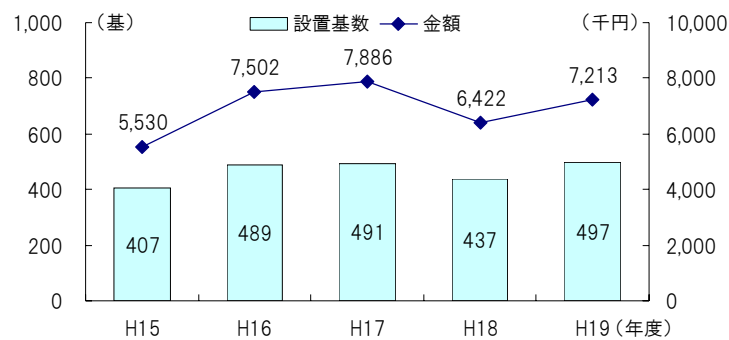
■生ごみ処理機設置費補助実績

家庭の生ごみ処理機購入に対して補助金制度を設けています。(図4-7)

[平成 19 年度] 補助実績：コンポスト 75 基 ぼかし容器 70 基 電動式生ごみ処理機 352 基

→平成 20 年度以降も継続予定です。

図 4-7 生ごみ処理機設置費補助実績



■ごみ減量とリサイクルの啓発活動

ごみ減量とリサイクルを推進するために、中央クリーンセンターのリサイクルプラザにおいて、資源物のリサイクル、家具・自転車の再生品の展示販売、廃ガラスを利用するガラス工芸講座などを行い、毎月第4日曜日を「リサイクルの日」として、施設を一般開放しています。(図4-8)(表4-1)

また、不用品情報交換など、リサイクルに関する情報を広報して、ごみ減量・リサイクル推進の啓発活動の拠点としています。

→平成 20 年度以降も継続予定です。

図 4-8 リサイクルの日入場者数

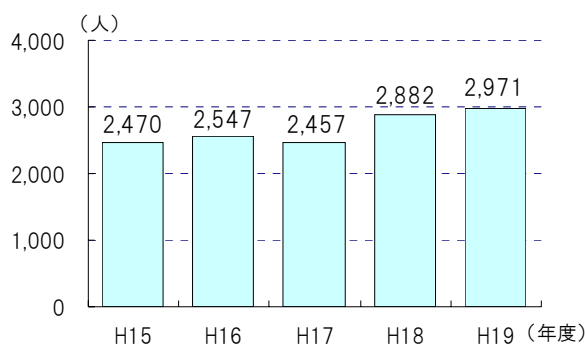


表 4-1 リサイクルの日実績 [平成 19 年度]

入場者数	2,971 人
サンドプラスト利用者	665 人
吹きガラス利用者	38 人
再生家具販売数 (応募総数 1,972 件)	238 点
再生自転車販売数 (応募総数 1,623 件)	180 点

取組 2 事業所でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

■ 事業系古紙類の搬入規制

平成 15 年 10 月 1 日から、事業所から出る古紙について、クリーンセンターへの搬入規制を実施しています。古紙を 8 分別し、すべてリサイクルすることとしています。

→ 平成 20 年度以降も継続します。

■ 廃棄物処理の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類し、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するものは特別管理産業廃棄物として特別な管理や処理をしなければなりません。

一般廃棄物は、主に家庭から排出される生ごみなどで、市が一般廃棄物の処理計画を策定し、その処理計画に従って処理を行うこととしています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って排出されるがれき類、汚泥、廃プラスチック類などで、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正処理しなければなりません。さらに事業者は、廃棄物の運搬、処分を行う場合、法律に多くの基準が設けられており、その基準に従うこととされています。

■ 廃棄物関係施設

廃棄物の処理をするための施設（一定規模以上）を設置するときは、設置許可申請（公共施設は届出）を行い、法律に規定された構造基準、維持管理基準など様々な基準を満たさないと設置することができません。

市内における施設の設置状況は、次のとおりです。（表 4-2）

表 4-2 廃棄物処理施設〔平成 19 年度末現在〕

種類		施設数		
		公共	民間	計
一般廃棄物	ごみ焼却施設	3	4	7
	ごみ処理施設（破碎）	0	2	2
	ごみ処理施設（圧縮）	0	5	5
	し尿処理施設	1	0	1
	再生利用施設	1	0	1
	最終処分場	4	0	4
	計	9	11	20
産業廃棄物	焼却施設	0	9	9
	汚泥の脱水施設	0	20	20
	廃プラスチック類の破碎施設	0	9	9
	木くずの破碎施設	0	9	9
	がれき類の破碎施設	0	31	31
	安定型最終処分場	0	4	4
	管理型最終処分場	1	2	3
	計	1	84	85

■廃棄物関係処理業者

事業者が、廃棄物を自ら運搬、処分できない場合は、許可を取得している廃棄物処理業者に委託しなければなりません。

市内において、廃棄物の収集運搬、処分の許可を取得している業者数は、次のとおりです。
(表 4-3)

表 4-3 廃棄物処理業者〔平成 19 年度末現在〕

分類・業種名		許可業者数(件)
一般 廃棄物	一般廃棄物収集運搬業	94
	計	94
産業 廃棄物	産業廃棄物収集運搬業	4,300
	産業廃棄物処分業	54
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	447
	特別管理産業廃棄物処分業	3
	計	4,804

■自動車リサイクル関係業者

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)が、平成 17 年 1 月 1 日から施行されました。

国内で年間約 400 万台排出される使用済自動車の適正な解体・破砕処理を図るために、事業者の登録・許可を行っています。(表 4-4)

表 4-4 自動車リサイクル登録許可業者〔平成 19 年度末現在〕

業 種 名	登録許可業者数(件)
引取業	224
フロン類回収業	81
解体業	16
破砕業	5
計	326

■産業廃棄物処理業者の年間取扱実績(表 4-5~8)

表 4-5 産業廃棄物収集運搬業者が関与した市外への運搬実績〔平成 18 年度〕

種 類	市外への運搬量(ト)
産業廃棄物	254,422
特別管理産業廃棄物	4,920
計	259,342

※事業者自らが運搬した実績及び収集運搬業者が関与した市内間での運搬実績は把握していません。

表 4-6 産業廃棄物処分業者の処理方法別処理実績〔平成 18 年度〕

分類・処理方法		処理量 (ト)	
産業廃棄物	中間処理	脱水	11,147
		乾燥	217
		焼却・ばい焼	52,865
		油水分離	6,264
		乾留・蒸留	13
		中和	1,689
		熔融加熱分離	79
		破碎・粉碎・切断・圧縮	494,062
		発酵処理	5,669
		選別	77,644
	埋立処分	安定型最終処分場	2,820
		管理型最終処分場	239
	その他	13,205	
計		665,912	
特別管理産業廃棄物	中間処理	乾留・蒸留	4
		中和	2,239
	埋立処分（管理型最終処分場）	26	
	その他	556	
	計	2,825	

表 4-7 産業廃棄物処分業者の種類別処理実績〔平成 18 年度〕

種 類		処理量 (ト)	市内分 (ト)	市内搬入分 (ト)	
中間処理	産業廃棄物	汚泥	26,716	16,091	10,625
		廃油	4,114	2,646	1,467
		廃酸	731	120	611
		廃アルカリ	957	75	882
		廃プラスチック類	52,851	15,023	37,828
		紙くず	2,498	1,169	1,329
		木くず	25,637	18,914	6,723
		繊維くず	408	184	224
		動植物性残さ	4	4	0
		金属くず	7,710	4,610	3,100
		ガラス・陶磁器くず	28,855	18,741	10,114
		鉱さい	50,430	41	50,389
		がれき類	417,444	266,042	151,402
		動物のふん尿	5,780	5,754	26
		その他	38,718	15,390	23,328
		計	662,853	364,805	298,049
		特別管理産業廃棄物	引火性廃油	3	2
	腐食性廃酸		1,701	15	1,686
	腐食性廃アルカリ		538	18	520
	その他		557	2	554
計	2,799	37	2,762		
最終処分	産業廃棄物	がれき類	2,820	2,820	0
		ガラス・陶磁器くず	238	104	134
	計	3,058	2,924	134	
特別管理産業廃棄物	26	0	26		

表 4-8 市内の産業廃棄物最終処分場の状況〔平成 18 年度末現在〕

種 別		処理量 (m ³)
安定型最終処分場	埋立容量	194,189
	既埋立処分量	42,060
	平成 18 年度埋立処分量	2,820
	残存埋立容量	149,309
管理型最終処分場	埋立容量	153,100
	既埋立処分量	145,194
	平成 18 年度埋立処分量	265
	残存埋立容量	7,641

※市の最終処分場の容量は含んでいません。

■特別管理産業廃棄物

市内の事業所及び医療機関における特別管理産業廃棄物の排出量は、次のとおりです。(表 4-9)

表 4-9 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況〔平成 18 年度〕

種 類	排出量 (t)	自己中間処理 (t)	業者委託処理 (t)
引火性廃油	403	57	346
腐食性廃酸	100	2	98
腐食性廃アルカリ	168	0	168
感染性産業廃棄物	511	259	252
その他	399	5	394
計	1,581	322	1,259

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物

ポリ塩化ビフェニルは、絶縁性、不燃性に優れており、幅広く使用されてきましたが、生体・環境への影響が多大であることから製造が中止されました。使用を終え廃棄物となったものは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、平成 28 年 7 月までに保管事業者が責任を持って適正に処理することが義務付けられています。(表 4-10)

表 4-10 ポリ塩化ビフェニル保管状況〔平成 18 年度末現在〕

保管事業者：223 事業者

種 類	保管量 (個)	使用中 (個)
高圧トランス	58	11
高圧コンデンサ	510	23
低圧トランス	1	0
低圧コンデンサ	7,388	0
柱上トランス	966	401,000
安定器	9,602	3,616

■廃棄物適正処理指導状況

廃棄物の適正処理のために施設等への立入を行い、問題等がある事業者に対しては行政処分及び行政指導を行っています。(表 4-11)

→平成 20 年度以降も、廃棄物の不適正な処理の撲滅及びリサイクルの推進のために、業者に対して指導・助言又は施設等への立入りを行う予定です。

表 4-11 廃棄物適正処理指導状況〔平成 19 年度〕

指導等内容		指導等件数（件）
立入	通常立入	323
	緊急立入	321
	計	644
行政処分	取消処分	15
	営業停止	0
	措置命令	3
	改善命令	0
	計	18
行政指導	改善勧告書交付	4
	指示書交付	17
	指導票交付	8
	報告の徴収	18
	計	47

取組 3 公共施設でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

○ 市役所はゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）に挑戦します

- ・公共施設から排出されるごみの発生を抑制し減量します
- ・公共施設から排出されるごみの分別、再使用・再資源化を推進します
- ・全ての紙ごみをリサイクルします
- ・グリーン購入を実践します
- ・建設廃材の再資源化を推進します

■すべての古紙類のリサイクル

岡崎市役所におけるゼロ・エミッションを推進するために、すべての古紙類をリサイクルしています。
（表 4-12）（図 4-9）

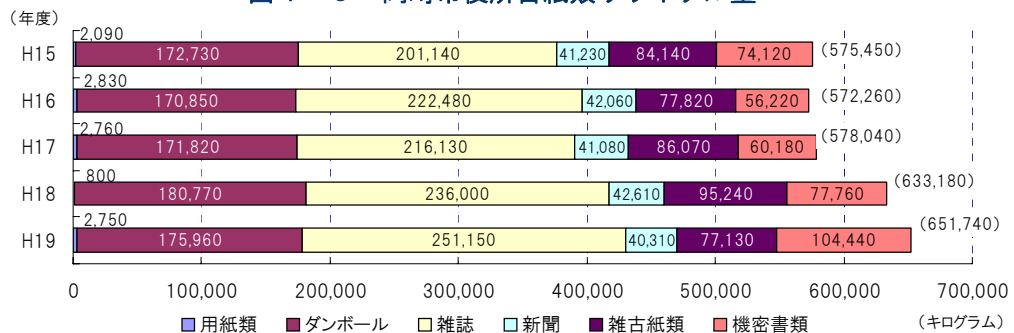
→平成 20 年度以降も継続します。

表 4-12 岡崎市役所古紙類リサイクル量〔平成 19 年度〕

種 類	処理量（キログラム）
用紙類	2,750
ダンボール	175,960
雑誌	251,150
新聞	40,310
雑古紙類	77,130
機密書類	104,440
計	651,740

※雑古紙類…雑古紙・シュレッダー処理紙・その他の紙類

図 4-9 岡崎市役所古紙類リサイクル量



取組 4 循環型社会の形成に取り組みます

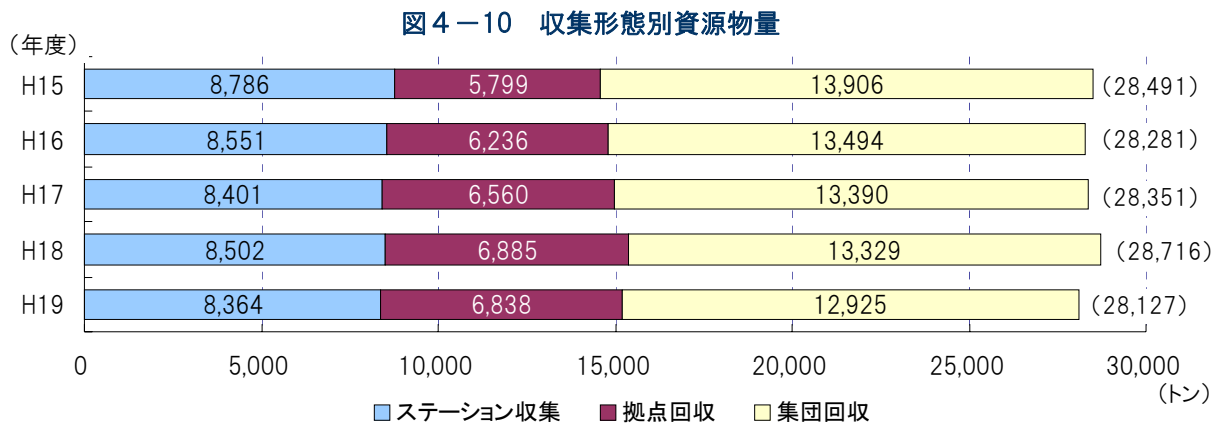
○ 循環型社会の形成に向けた活動を支援します

- ・資源物の回収ルートに関する情報を提供します
- ・資源物回収協力店舗を増やします
- ・容器包装リサイクル法に基づく回収ルートの構築を推進します
- ・家電リサイクル法に基づく廃家電製品の適正回収を推進します

■ 資源物の収集及び回収

本市では、資源となるものをステーション収集・拠点回収・集団回収の3種類の形態で収集及び回収し、リサイクルを行っています。(図4-10)

平成20年度以降も継続します。



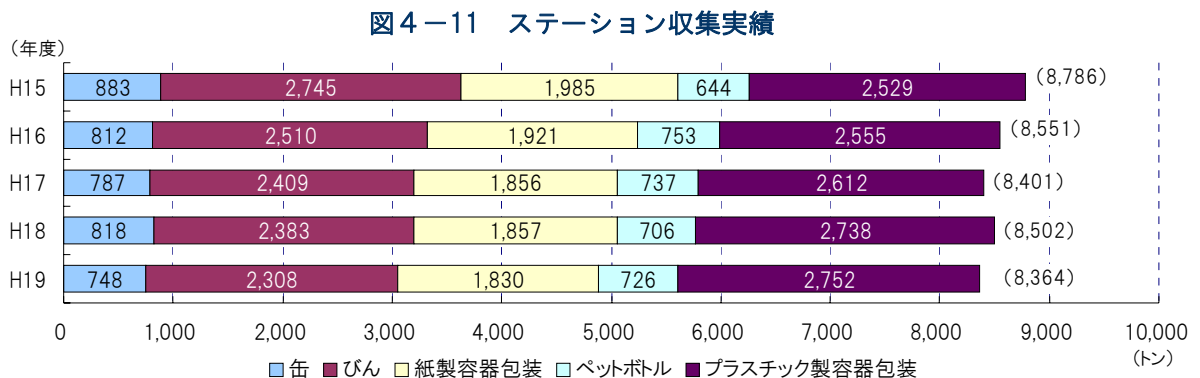
※集団回収…ミニ拠点回収分を含む
 ※ステーション収集…直接搬入分を含む

① ステーション収集

資源物(缶・びん)は、中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入し、選別処理を行い、資源物を再生資源業者に売却しています。

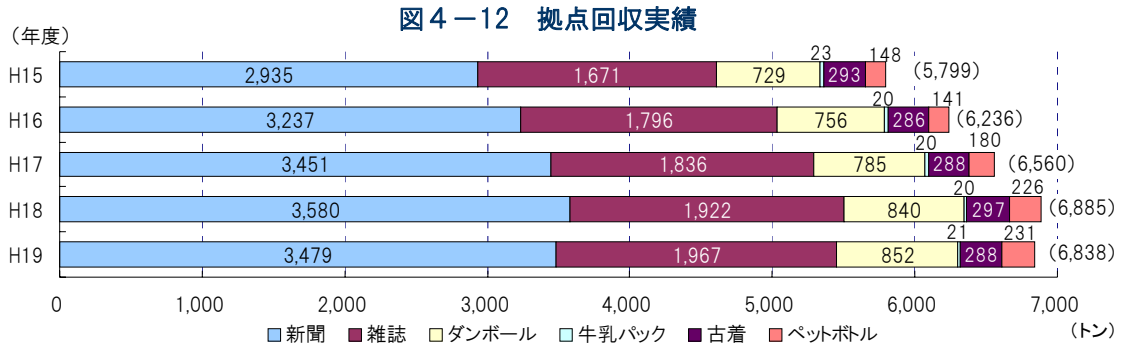
資源物(紙製容器包装・プラスチック製容器包装)は収集し、選別・圧縮・梱包した後、容器包装リサイクル法で定められたリサイクル先に搬入しています。

資源物(ペットボトル)は収集し、ラベルのないきれいなものと、ラベルのついたものを選別しています。ラベルのないものは、市において粉碎処理後に売却し、ラベルのついたものは、選別・圧縮・梱包後に、容器包装リサイクル法で定められたリサイクル先へ搬入しています。(図4-11)



② 拠点回収

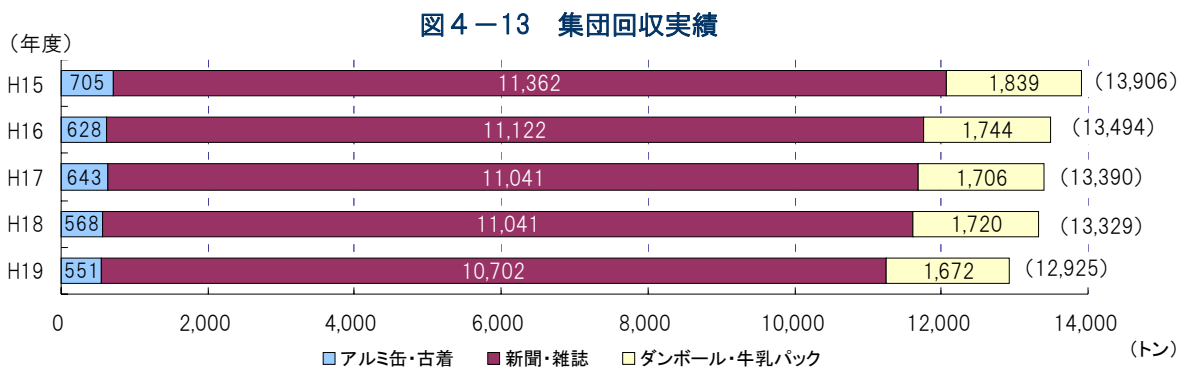
市民の皆様が資源物を出しやすくするために、協力店舗でペットボトル（57 店舗：平成 20 年 4 月 1 日現在）、新聞及び雑誌（9 店舗：平成 20 年 4 月 1 日現在）を回収しています。また、市役所、市民センター等では、新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古着・ペットボトルを回収しています。（図 4-12）



③ 集団回収

市民の皆様積極的に資源化を推進していただくために、子供会や町内会等（368 団体：平成 20 年 3 月 31 日現在）による集団回収で、新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古着・アルミ缶を回収していただいています。

また、ミニ拠点回収でも同様に回収しています。（図 4-13）



■資源化量と埋立量

可燃ごみは中央クリーンセンター及び八帖クリーンセンターの処理施設において焼却処理を行っています。

不燃ごみは中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入し、破碎処理を行っています。破碎後は、可燃物・資源物・残さに選別して、可燃物は焼却施設へ搬入、資源物は再生資源業者に売却しています。焼却施設から発生する焼却灰と不燃ごみの残さなどは北部一般廃棄物最終処分場へ搬入し、埋立処分しています。（図 4-14・15）

図 4-14 資源化量と埋立量の推移

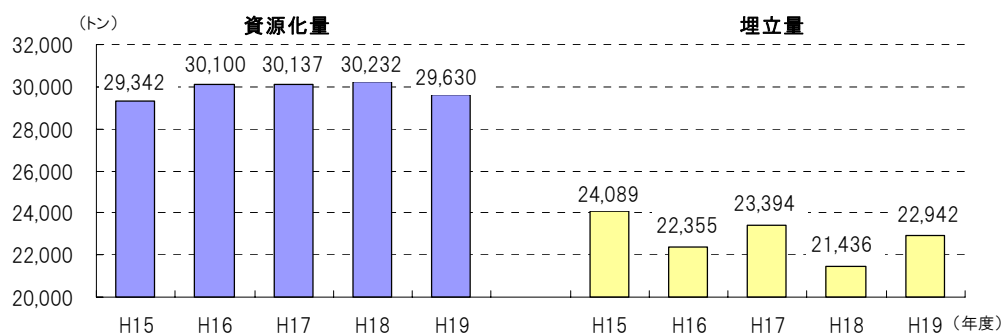
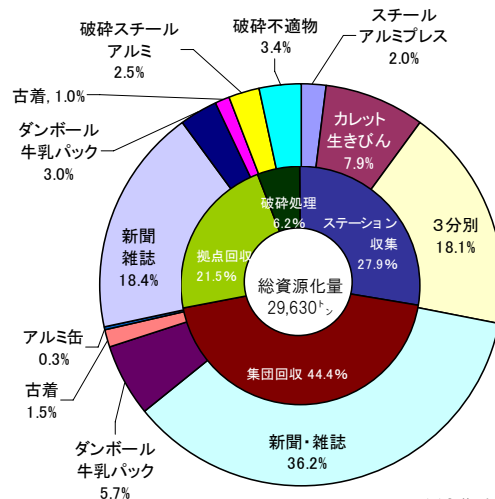


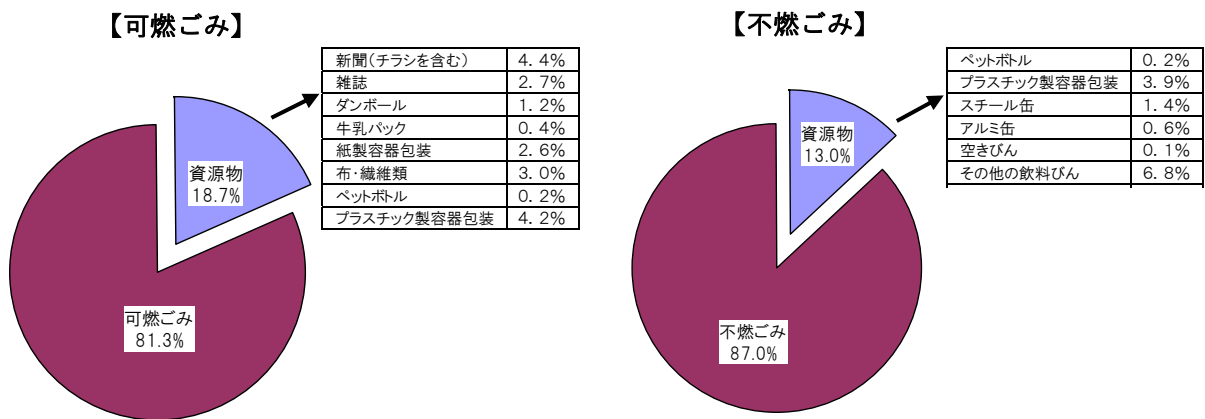
図 4-15 平成 19 年度資源化量内訳



※3分別……紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装
 ※破砕処理……不燃ごみの処理過程からの資源物
 ※破砕不適物……破砕前に選別した資源物
 ※カレット……ガラスを砕いたもの

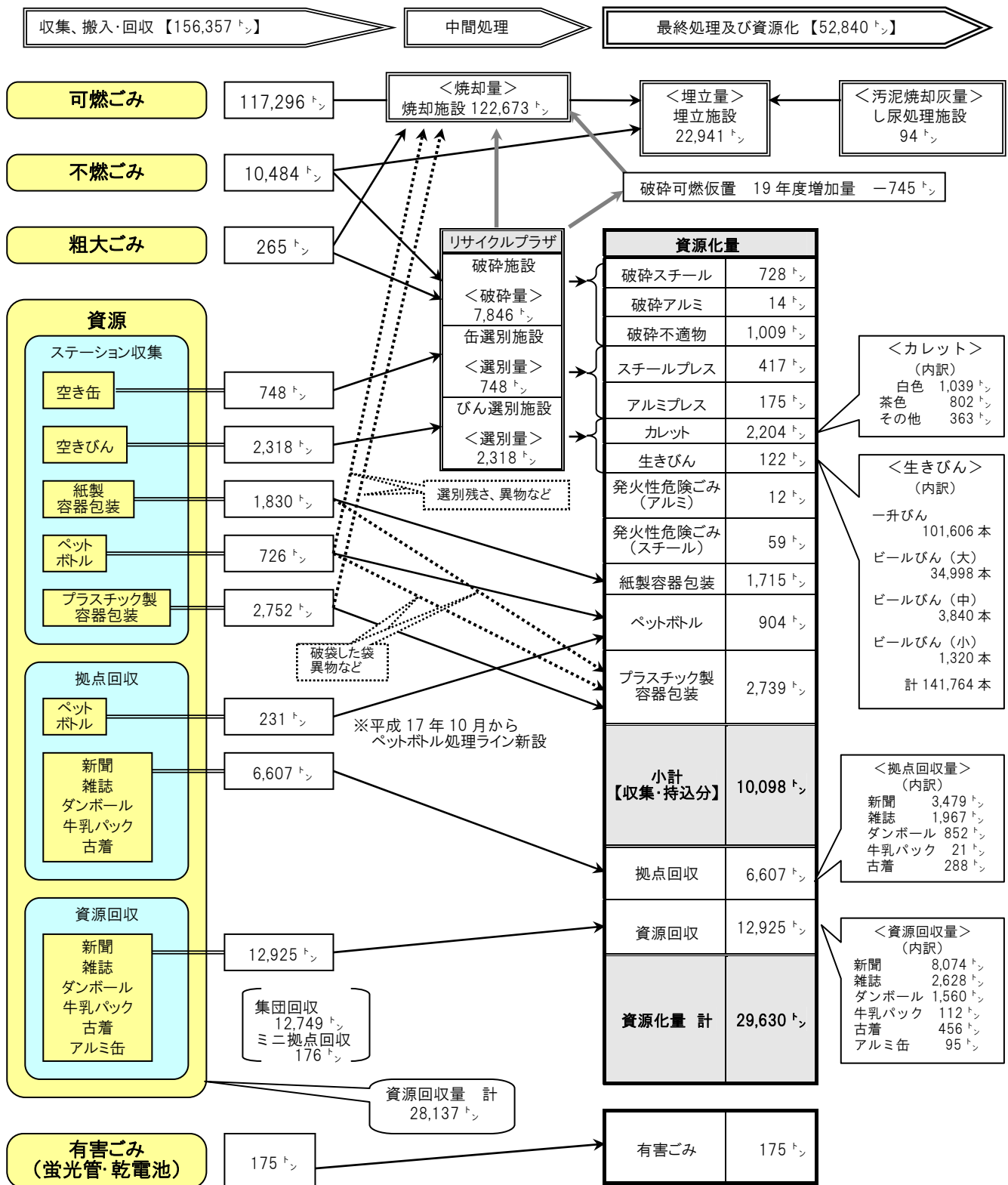
■ごみ質分析結果 (図 4-16)

図 4-16 家庭系ごみ質分析結果 (ごみステーション分析結果) [平成 19 年度]



※平成 19 年度 4 回実施の平均

図4-17 平成19年度処理フロー（幸田町を含む）



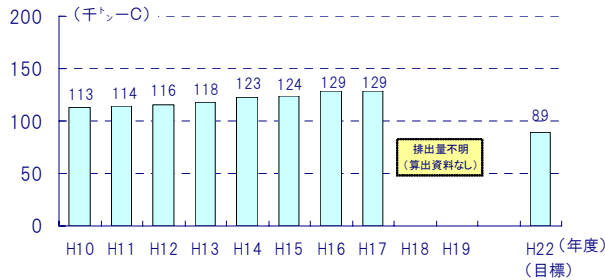
※さわやか収集は可燃(49 トン)・不燃(11 トン)に按分
 ※発火性危険ごみは不燃ごみの中に含む

行動 10

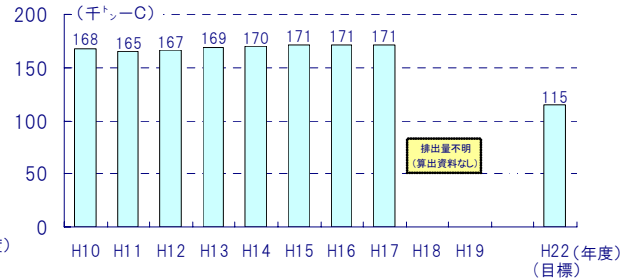
地球温暖化を防止する

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■家庭からの二酸化炭素排出量
図 4-18 家庭からの二酸化炭素排出量



■自動車からの二酸化炭素排出量
図 4-19 自動車からの二酸化炭素排出量



取組 1 家庭や事業所のエネルギー消費量を削減します

- 公共交通機関を整備します
 - ・公共交通網の充実に取り組みます
 - ・地球温暖化防止活動を支援しています

■まちバスの運行

中心市街地の活性化を目的として、中心市街地と周辺の主要な公共施設を結ぶ「まちバス」の運行を開始しました。中心市街地での移動手段として気軽に利用していただけるような運行経路及び料金設定としています。

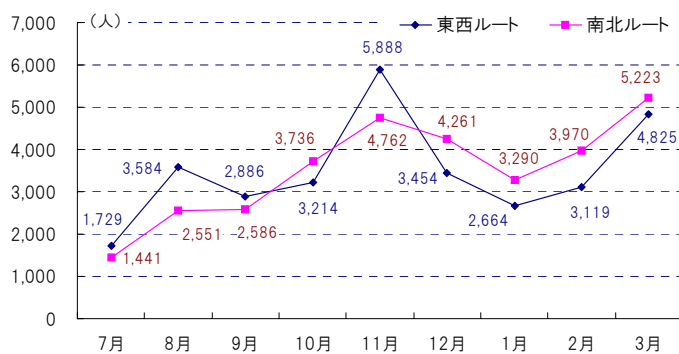
また、さまざまな利用促進策を実施することにより、利用者数は増加しています。

(図 4-20) (表 4-13)

〔平成 19 年度〕利用者数 (平成 19 年度累計) : 63,183 人

→平成 20 年度以降も継続予定です。

図 4-20 まちバス利用者数の推移 [平成 19 年度]



南北ルート運行バス



東西ルート運行バス

表 4-13 利用促進策 [平成 19 年度]

実施月	内容
7月~8月	「夏休みまちバス歴史探検隊」 まちバスパーパークラフトの配布 まちバスガイド(ボランティア)
10月	南北ルート:新車両導入・ルート変更
11月	秋の市民まつり無料運行 まちバスガイド(ボランティア)
12月	Merry X'BUS まちバスクリスマスキャンペーン
3月	東西ルート:ルート延伸

料金 : 1日 200 円 (乗り放題)
運行間隔 : 1 時間 2 本

■地球温暖化防止隊

地球温暖化は、人類にとって極めて重大となっている環境問題です。この地球温暖化を少しでも防止することを目的として、日常生活での温室効果ガスの排出を抑制するために、市民・事業者・行政が構成員となり、連携して活動を展開しています。(表4-14)

[平成19年度]

会員数：正会員(個人)58人、賛助会員(法人)19事業所

→平成20年度以降も継続します。

表4-14 地球温暖化防止隊活動実績〔平成19年度〕

内 容	実 績	参加者数
環境シンポジウム	体験コーナーほか	69人
環境展	自転車発電、省エネ診断、紙芝居ほか	2,708人
福祉まつり	自転車発電、エコドライブ講座	—
環境フェア2008	CO ₂ チャレンジ宣言、風呂数ワンポイント講座	124人
標語公募	最優秀賞1、優秀賞5	—
出前講座	13回	870人
循環型社会実践講座	11回	398人



2008 環境フェア (イオンモール岡崎)

取組2 建物の省エネルギー化に取り組みます

1. 公共施設の省エネルギー化に取り組みます

- ・公共施設における新エネルギーシステムの導入を推進します
- ・大規模開発事業におけるエネルギーの効率化を図ります

2. 省エネルギーシステムの導入を推進します

- ・市民や事業者が行う省エネルギーシステムの導入について、各種助成制度等も利用しながら支援を行います

■公共施設への新エネルギー設備の導入

市の施設へは、太陽光発電などの新エネルギー設備を導入しています。(表4-15)

[平成19年度] 総合検査センター衛生検査棟：太陽光発電(設備容量10kW)

岡崎げんき館：太陽光発電(設備容量22kW)、温度差利用(地中熱)

→平成20年度以降も設置を検討します。

表4-15 新エネルギー設備導入状況

種 類	設置数	設備概要(発電出力計)
太陽光発電	9	104.4 kW
太陽熱利用	5	太陽熱温水器
廃棄物発電	2	2,400 kW
コージェネレーション	2	1,025 kW



総合検査センター 太陽光発電
※写真は水質検査棟

■補助制度

一般家庭からの温室効果ガス排出量を削減するために、新エネルギー又は省エネルギー設備を設置するかたを対象として補助制度を実施しています。

→平成20年度に制度の見直しを行います。

① 住宅用太陽光発電システム設置費補助

クリーンエネルギーである太陽光を利用して発電し、余剰電力を売電するシステムを設置するかたに補助金を交付しています。(表4-16)

[平成19年度] 補助件数：142件

表 4-16 住宅用太陽光発電システム設置費補助実績

年 度	太陽電池の公称最大出力別補助基数（基）					計 （基）	出力合計 （kW）	出力平均 （kW）
	1.99kW 以下	2.00～ 2.99kW	3.00～ 3.99kW	4.00～ 4.99kW	5.00kW 以上			
平成 16 年度	1	10	41	19	10	81	313.54	3.87
平成 17 年度	3	20	54	24	12	113	407.63	3.61
平成 18 年度	8	31	60	34	20	153	550.72	3.60
平成 19 年度	4	37	66	25	10	142	490.84	3.46
計	16	98	221	102	52	489	1762.73	3.60

② 高効率給湯器設置費補助

従来型と比較してエネルギー消費効率の優れる、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート）又はガスエンジン給湯器（通称：エコウィル）を設置するかたに補助金を交付しています。（表 2-17）

〔平成 19 年度〕補助件数：791 件

表 4-17 高効率給湯器設置費補助実績

年 度	CO ₂ 冷媒 ヒートポンプ給湯器	ガスエンジン給湯器 （都市ガス）	ガスエンジン給湯器 （LPガス）	計
平成 17 年度	181	19	0	200
平成 18 年度	549	31	0	580
平成 19 年度	766	25	0	791
計	1,496	75	0	1,571

取組 3 エネルギー消費を管理します

1. 環境マネジメントシステムを普及します

- ・環境家計簿を作成し、普及します
- ・環境マネジメントシステムに関する普及活動を行います
- ・市民や事業者の地球温暖化防止活動に対して、市は情報の普及等の支援を行います
- ・庁舎における省エネルギー対策を実践します

2. 環境教育を推進します

- ・学校教育における環境教育への取組を指導します
- ・自然や地球環境に関する環境副読本の作成と活用を推進します
- ・小中学校における情報ネットワーク環境および拠点の整備を推進します
- ・教育センターの建設を推進します

■環境家計簿

家庭からの CO₂ 排出量及び光熱費を知ることにより、環境配慮行動を始めるきっかけとしていただくために、本市独自の環境家計簿を作成し配布しています。

〔平成 19 年度〕

環境家計簿実践者：市議会議員、市職員（新規採用者全員及び希望者）

一般向けの配布：広報誌「市政だよりおかざき」、ホームページ、イベント会場などにおいて呼びかけるとともに、希望者には直接又は郵送にて配布するとともに、市政情報コーナーでも自由にお持ちいただけるようにしています。

➡平成 20 年度以降も継続します。



■ ISO14001 認証取得に対する支援

認証に向けて取組んでいる事業所から要請があれば、市の職員が講師として出向いています。また、環境関連市条例等について情報提供しています。

→平成 20 年度以降も継続します。

■岡崎版事業所環境 ISO

事業所における環境活動を促進するために、国際規格 ISO14001 の基本的な要素である PDCA サイクルを取入れ、エネルギー使用量及び廃棄物の管理を主な項目とした、簡易版の環境マネジメントシステムを提供しています。

〔平成 19 年度〕登録事業所 92 事業所

→平成 20 年度以降も継続します。

■地球温暖化をテーマとした学習会

地域、学校及び事業所からの要請により、地球温暖化をテーマとした学習会を開催しています。講師は、地球温暖化防止隊の会員又は市職員が務め、参加体験型の学習会となるように工夫しています。

平成 19 年度は、計 16 回、1,088 人の参加がありました。

(表 4-18)

→平成 20 年度以降も継続します。

表 4-18 地球温暖化をテーマとした学習会実績〔平成 19 年度〕

対 象	実施回数(回)	参加人数(人)
小中学生	9	773
地域住民・地域団体など	6	165
事業所	1	150
計	16	1,088



小学校(エコすごろく)

岡崎市役所の取組と効果

■地球温暖化対策推進実行計画（エコオフィス・エコチャレンジプラン岡崎）

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、本市の全ての事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するために策定しています。対象範囲は庁舎のみならず、廃棄物処理、下水処理、上水供給、消防、市立学校、市民病院など、本市のすべての事務及び事業を対象とし、外部への委託等により実施する事務及び事業は、温室効果ガス削減に向けた配慮を要請するものとしています。

平成 19 年度以降、新庁舎、げんき館、図書館交流プラザなどの建設に伴い、温室効果ガス総排出量は増加する見込みですが、削減目標は、平成 22 年度までに基準年度（平成 17 年度）排出量以下に抑制することとしています。

温室効果ガス総排出量の平成 19 年度実績は、燃料及び電気の使用に伴う排出量を合わせると、基準年度排出量以下に抑制できていますが、一般廃棄物（主に一般家庭の可燃ごみに含まれるプラスチック類）の焼却に伴う排出量が増加しており、総排出量は、基準年度対比 6.8%増加しています。

（表 4-19・20）（図 4-21～23）

① 計画の概要

- 計画期間：平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間
- 基準年度：平成 17 年度
- 基準年度における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）：104,661 トン-CO₂
- 削減目標：平成 22 年度において基準年度排出量以下に抑制

② 実績

〔平成 19 年度〕 111,813 トン-CO₂ 基準年度対比 6.8%増

表 4-18 温室効果ガス総排出量の推移

年 度	総排出量 (トン-CO ₂)	増減 (基準年度対比:%)
平成 17 年度 (基準年度)	104,661	—
平成 18 年度	109,187	4.3%増 (4,526 トン-CO ₂)
平成 19 年度	111,813	6.8%増 (7,152 トン-CO ₂)

図 4-21 温室効果ガス総排出量の推移

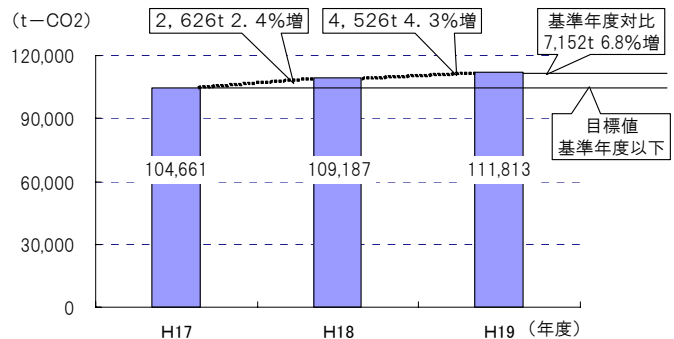


図 4-22 活動別排出量〔平成 19 年度〕

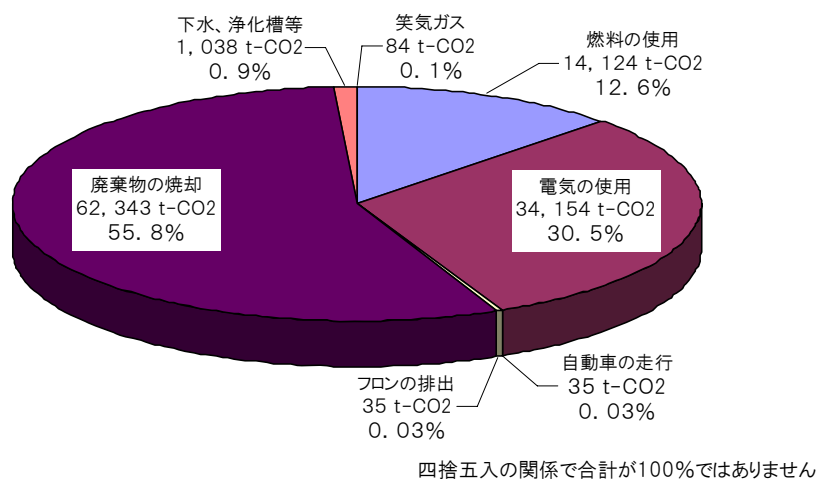
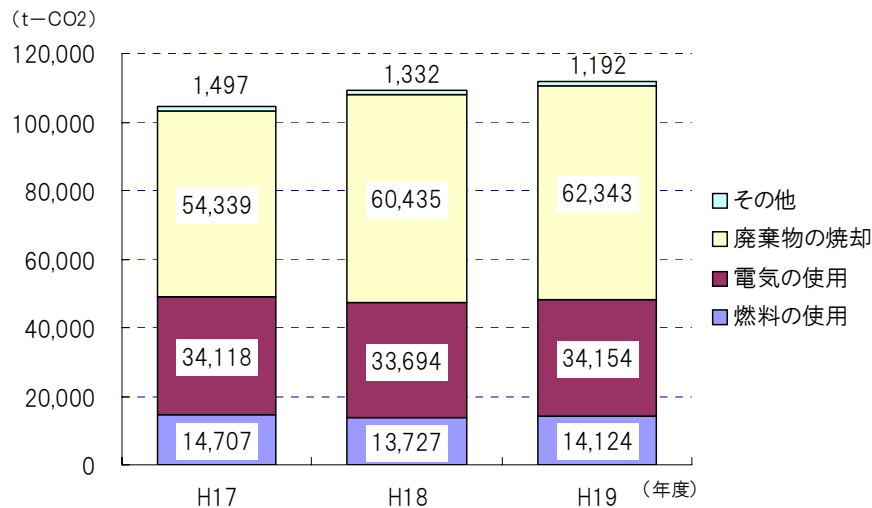


表 4-20 温室効果ガス活動別排出量の推移

年度	燃料の使用	電気の使用	廃棄物の焼却	その他				計
				自動車の走行	フロン排出	下水浄化槽	笑気ガス	
基準年度	14,707	34,118	54,339	33	67	1,245	152	104,661
平成 18 年度	13,727	33,694	60,435	34	26	1,108	164	109,187
平成 19 年度	14,124	34,154	62,343	35	35	1,038	84	111,813
基準年度対比増減 (%)	▲4.0	0.1	14.7	4.4	▲48.0	▲16.6	▲44.9	6.8

図 4-23 温室効果ガス活動別排出量の推移



■環境マネジメントシステム（国際規格 ISO 14001:2004 認証取得）

岡崎市役所の環境マネジメントシステムは平成 12 年 7 月に、国際規格 ISO 14001 の認証を取得しました。当初は本庁舎等のみの認証でしたが、その後に岡崎市民病院、保健所、斎場などの公所へも認証範囲を拡大しました。（表 4-21）

表 4-21 認証取得の経緯

年月	本庁舎等	一般廃棄物最終処分場
平成 11 年 8 月	市長による認証取得宣言	
9 月	プロジェクトチーム発足	
平成 12 年 2 月	環境方針公表	
7 月	認証取得（本庁舎等のみ）	
平成 13 年 3 月		認証取得
8 月	認証範囲拡大（67 公所）	
平成 14 年 10 月	認証範囲拡大（岡崎市民病院）	
平成 15 年 6 月	認証更新	
平成 16 年 3 月		認証更新
6 月	認証範囲拡大（保健所始め 3 公所）	
平成 17 年 3 月		認証範囲拡大（北部一般廃棄物最終処分場）
平成 18 年 3 月	認証更新（2004 年版対応）	
4 月		認証更新（2004 年版対応）

■グリーン調達方針

本市は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、環境に配慮した物品等の調達を推進しています。

平成 14 年 4 月に策定した「岡崎市グリーン調達方針」は原則として、国が作成する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じており、本市の事務及び事業活動に伴う物品等の調達全てを対象としています。調達目標は、品目ごとの調達率の単純平均 80%以上としています。平成 19 年度は調達目標を達成できませんでした。（表 4-22）

〔平成 19 年度〕

- ① 調達目標 品目ごとの調達率の単純平均 80%以上

$$\text{品目ごとの調達率(\%)} = \frac{\text{適合品及び準適合品の購入(契約)量}}{\text{全体の購入(契約)量}}$$

- ② 調達実績 品目ごとの調達率の単純平均 77.1% 目標未達成

→平成 20 年度以降も調達率向上を図ります。

表 4-22 調達物品等の分類及び調達率

分類	調達品目数	調達率 (%)	分類	調達品目数	調達率 (%)
紙類	8	88.9	自動車等	2	84.1
印刷	2	97.8	消火器	1	100.0
文具類	73	76.1	制服・作業服	1	15.1
オフィス家具	10	79.0	インテリア・寝装寝具	4	55.1
OA機器	14	82.6	作業手袋	1	50.7
家電製品	6	91.9	その他繊維製品	1	0
冷暖房機器			生活用品	0	—
温水器等	1	100.0	その他3分類	—	—
照明	3	62.1			

■イベント開催に当たっての環境配慮指針

イベントの開催は、本市の施策などをわかりやすく伝え楽しみながら理解していただく場となりますが、一方でエネルギーの消費や廃棄物の発生など環境への負荷を及ぼすという側面を有しています。

この指針は、イベント自体の目的や楽しさを損なうことなく、市が率先して環境に配慮するために取組内容等を定めたものであり、本市が開催するすべてのイベントが一定水準の環境に配慮したものとなることを目的としています。

→平成 20 年度以降も継続します。

■市役所周辺美化活動

市役所周辺の環境美化を推進するために、毎月 1 回昼休みを利用して、職員が自主的に道路や公園などを清掃しています。

→平成 20 年度以降も継続します。



市役所周辺美化活動

■省エネルギー診断

財団法人省エネルギーセンターでは、建物などの省エネルギー診断を実施しており、この制度を活用して、公共施設の省エネルギー化を推進するために、6か所において診断を実施しました。

〔平成 19 年度〕

診断施設：市役所西庁舎、シビックセンター、美術博物館、総合体育館（中央総合公園）、総合老人福祉センター、岡崎市民病院



省エネルギー診断
(シビックセンター)

→平成 20 年度以降も継続します。